



杉並区ホームページから PDF ファイルでアップされた違反者の氏名や車両の情報を公開(~10/31) ※ロックがかかっているのでコピーは出来ない。 http://www.city.suginami.tokyo.jp/

古紙の持ち去り問題の解決に向けて一歩前進。これまでは、条例違反で立件しても窃盗罪を構成することが困難で、起訴に結びつけることが出来ず、なかなか持ち去り業者の根絶には結びつきませんでした。 今回の氏名公表で、持ち去りを行っている業者や扇動している業者が明らかにされたことを受け、関係各所で対応を迫られることになり

◇古紙の持ち去り業者の車両ナンバーや氏名を公表！ 杉並区ホームページ

三栄サービス 第15号 発行元 (株)三栄サービス 東村山市久米川町 1-16-5 AED logo



東京都リサイクル事業協会の地域懇談会。今回の杉並での氏名公表を受けて、各地域のリサイクル団体が持ち去り問題について意見交換。

ます。違法に取引されたことが明らかかな古紙は買わないことを取り決めた製紙連合会は元より、メーカーが動けば、問屋業界も重い腰を上げざるを得なくなると思われます。各自治体でも、公表された業者や個人が、行政回収や集団回収に関わっていないかどうか確認し、排除する動きになっていくと考えられます。 私たちの近隣自治体に対しても、行政回収や集団回収に出された資源物の持ち去り防止条例の制定を進めて頂くことと、条例を制定する際には、罰則規定や氏名公表を盛り込んで頂くように提案しています。 杉並区の動きは他の自治体にも波及することになるでしょう。

◇秋と言えば、お祭り！ 各地でリサイクルイベント 前回号でもお知らせの通り、各地でリサイクルイベント、市民祭りが開催されました。九月に小平市エコフェスティバル、一〇月には清瀬市民祭、東村山市リサイクルフェアが開催されました。当社も、東多摩再資協のブースで参加し、リサイクルクイズや雑紙の出し方に関する街頭アンケート、再生紙一〇〇%のトイレットペーパーの配布を行いました。 雑紙(お菓子の箱、ハガキ、チラシ、メモなどの細かい紙類)をどうやって出すか？ビニールひもで縛る、紙袋に入れる、箱に詰める？一番多かった回答は・・・？ 結果は次号で紹介します。 まだ、十一月二・三日の西東京市民祭りにも出店します。普通に遊びに行っても楽しいお祭りですので、是非

◇古紙持ち去り根絶へ向けた署名運動の経過報告が来ました。 昨年、東京都資源回収事業協同組合が実施した集団回収における資源物の持ち去り防止の署名運動の経過報告が届きました。小紙裏面に掲載していますので、ご覧下さい。 ご協力頂きました団体の皆様、本当にご協力ありがとうございました。

集団回収の締め月 十一月 東村山市 十二月 東久留米市

◇復興支援活動報告 二宮城 去る九月一七日(土)に日資連青年部の東日本大震災の復興支援ボランティアに参加し、石巻・女川に行っていました。私は石巻の鮫浦という女川原発のすぐ裏手の漁村で作業をさせて頂きました。少し山道に入る前の家を一軒残し全て津波によって流された地域です。平地は重機も入って更地状態になっていますが、山の斜面や小川にがれきが散乱しており、人海戦術で作業して来ました。被災地はようやく復旧が始まったばかり。本当の意味での復興へ向け私共も出来ることをひたむきにやっています。



川から重量物を引き揚げ中

足をお運びください。そして、お越しの際には私たちのブースにもお寄りいただければ幸いに存じます。 街頭アンケートの様子 小平市のリサイクルフェアの様子

平成23年10月7日

集団回収団体の皆様

東京都資源回収事業協同組合

理事長 吉川 太郎

(公印省略)

### 古紙持ち去り根絶運動の状況ご報告

平素より再生資源物の集団回収事業にご理解とご協力を頂きまして厚く御礼申し上げます。

さて、かねてより東京都内及び近隣各地区の集団回収の集積場から古紙を中心としたリサイクル資源の無断・不法の持ち去りが蔓延し、回収団体、関係自治体、正規の回収業者等の関係者に多大の損害を与えて参りました。加えて、昨今ではその行為を注意する住民に対して威嚇的な言語・行動、或いは乱暴な車両運転で脅かす例も見聞きするに至っており、既に社会問題化しております。

私ども東資協もその不法持ち去りの根絶運動の一端として、日頃集団回収を通してお付き合い頂いております各地区の実施団体の皆様に賛同の署名をお願いして参りました。その結果、既に784団体、約52万世帯に達する多数の皆様のご賛同の意思表示を頂きました。ご協力頂きました回収団体と役員の皆様へ改めて御礼を申し上げる次第でございます。

この多数のご賛同を携えて警視庁に伺い、担当者とお話し合いを持ちました。その結論としては、「**集団回収で被害を受けた時は速やかに市又は区に届け出て下さい。持ち去りを規制する条例が既にあれば市又は区の告発によって警察は取り締まることができずし、そのような条例が無い場合も市区に向かって早急な制定を促すこととなります。また、敷地内からの持ち去りや保管設備を壊した場合はこの条例とは別の罪に当たる可能性があるため、至急警察に通報して下さい**」とのことでした。

一方、東京都、都内市区、大手製紙会社、古紙問屋、再生資源回収事業者等は昨年11月に「古紙持ち去り問題対策検討協議会」を立ち上げ、警視庁の協力も得て広範な現状分析と対応策を検討して参りました。東資協も住民の皆様のご強固な意志表明と共に、この協議会に参画し、回収現場からの生の声を伝えて参りました。

今年6月には協議会は今後の大方針として報告書「古紙持ち去り問題根絶に向けた取組」を発表致しました(注1)。今後、関係各業界は各々の事業の中で、この大方針に沿った具体策を講じて参ります。東資協は引き続き都内全市区での罰則付き条例の制定、現場パトロールの実施、警視庁による取締り強化などを訴えて参ります。

今後とも皆様の一層のご支援をお願い申し上げて、状況のご報告と致します。

以上

(注1) 詳しくは東京都のホームページをご覧ください。

(東京都⇒環境局⇒廃棄物⇒一般廃棄物対策⇒古紙持ち去り問題)